

第104回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（開場：午前9時）

場所

大分市王子中町4番10号
当行本店8階会議室

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

昨年同様、ご出席の株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

 **豊和銀行**

証券コード：8559

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止および株主の皆さまの安全確保の観点から、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使していただくようお願い申し上げます。

ご出席される場合には、マスクの常時着用等適切な感染防止策にご協力いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。なお、座席間の距離を確保するために第二会場等に誘導させていただくことがございますことを予めご了承ください。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

目次

第104回定時株主総会招集ご通知 1

(添付書類)

事業報告 5

計算書類 25

監査報告書 27

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件 31

第2号議案 定款一部変更の件 32

第3号議案 取締役8名選任の件 34

第4号議案 補欠監査役1名
選任の件 40

証券コード 8559
2022年6月9日

株 主 各 位

大分市王子中町4番10号
株式会社 豊和銀行
代表取締役頭取 権 藤 淳

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

さて、当行第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使していただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご出席される場合には、マスクの常時着用等適切な感染防止策にご協力いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時（開場午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 大分市王子中町4番10号
当行本店8階会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第104期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.howabank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.howabank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

## 株主総会にご出席の場合



日 時

2022年6月29日（水曜日）  
午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

## 株主総会にご出席されない場合



### 郵送で議決権を行使される場合

行使期限

2022年6月28日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。



### インターネットで議決権を行使される場合

行使期限

2022年6月28日（火曜日）  
午後5時30分まで

インターネットによる議決権行使のご案内（3頁）をご参照のうえ、「スマート行使」による方法もしくは議決権行使コード・パスワードをご入力する方法によって、議案に対する賛否をご入力ください。

注意

議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

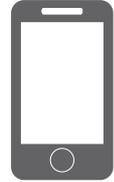
## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

— 議決権行使期限 —  
2022年6月28日 (火)  
午後5時30分まで

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

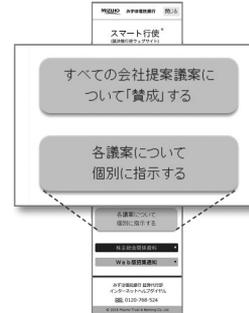


1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

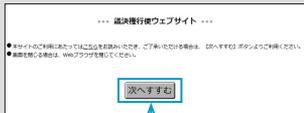


「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ可能**です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、次頁の方法で再度議決権行使をお願いいたします。

# ログインID・仮パスワードを入力する方法

## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

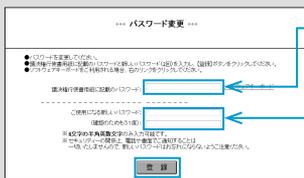
## 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

## 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

## 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

### ご注意事項

- インターネットにより議決権行使をされる場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部  
インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(受付時間 年末年始除く 9:00~21:00)

以上

(添付書類)

## 第104期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### 【主要な事業内容】

当行は、本支店において、預金業務、貸出業務のほか、為替業務、証券業務、投資信託・保険商品の窓口販売業務等を通じ、地域のお客さまにさまざまな金融商品・金融サービスをご提供しております。加えて、「Vサポート業務」を“新本業”として位置づけ、お客さまの販路開拓・売上向上のためのお手伝いや業務プロセスの改善に向けたご提案などの活動を積極的に行ってまいります。

##### 【金融経済環境】

2021年度の国内経済は、2020年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に翻弄されました。海外との往来はもちろんのこと、国内においても不要不急の外出抑制政策等により、人の動きは激減し、その結果、飲食業、宿泊業、運輸業等の業種は大きな打撃を受けました。

一方、新型コロナウイルス感染症がデルタ株からオミクロン株に置き換わる中、いち早く規制緩和に踏み切った西欧諸国での需要の急回復、カーボンニュートラルに向けた国際的な活動の広がり、ウクライナ危機による世界的な物不足による物価高騰などに加えて、足元では日米の金融政策の違い等に起因する円安が物価高に拍車をかけており、企業業績のみならず、国民生活にも悪影響を及ぼしております。政府による経済対策により企業倒産は低く抑えられているものの、今後、国内経済は一段と厳しい状況に置かれるとともに、不透明感が増していくことは間違いありません。

金融環境につきましては、米国が物価高騰に対処するため、2020年3月から続けてきたゼロ金利政策を解除する一方、日本銀行は引き続きマイナス金利政策を堅持していることからその金利差は拡大し、円安が大きく進んでおります。また、米国の金融政策の転換やウクライナ危機等により、金融マーケットは動揺し、日経平均は一時24,000円台まで下落しました。

そのような中、当行の主要な営業基盤である大分県経済においても、新型コロナウイルス感染症による旅行客の低迷等、引き続き観光業、宿泊業、飲食業等への影響は続いております。加えて、エネルギー資源や原材料等の価格高騰等による企業業績の悪化は全産業に及んできております。政府や大分県等の経済対策支援により、景気の急激な落ち込みは回避されているものの、大分県経済は極めて不透明な状況に陥っております。

## 【事業の経過及び成果】

このような経営環境のもと、当行は「地域への徹底支援による地元経済の活性化」という基本方針と3つの取組方針として、

- (1) 「地域への徹底支援」
- (2) 「お客さまの満足度向上に向けた取組み」
- (3) 「経営基盤の強化」

を掲げ、中小企業等のお客さまの成長・発展に向け、円滑な資金供給に努めるとともに、経営改善支援の取組みを徹底し、地域経済の発展に貢献していくことに全力で取り組み、地元のお客さまにとって「地元大分になくってはならない銀行」となることを目指しております。

特に、経営改善を必要とされるお客さまに対しては、「Vサポート業務」「経営改善応援ファンド」「資金繰り安定化ファンド」を経営改善支援スキームの3本柱として施策の中心に据え、取り組んでおります。

この3つの取組みの2021年度末における実績は以下のとおりであります。

### <販路開拓コンサルティング業務「Vサポート」> (2016.11からの累計)

|                | 2021年度末  | 前年度末比   |
|----------------|----------|---------|
| 契約先数累計（売り手先）   | 98先      | +17先    |
| 販路開拓先数累計（買い手先） | 1,444先   | +438先   |
| 契約先への売上貢献額累計   | 2,209百万円 | +974百万円 |

### <経営改善応援ファンド>

|          | 2021年度   | 前年度比      |
|----------|----------|-----------|
| 取扱金額（年間） | 5,040百万円 | △2,641百万円 |

### <資金繰り安定化ファンド>

|          | 2021年度   | 前年度比    |
|----------|----------|---------|
| 取扱金額（年間） | 3,354百万円 | +477百万円 |

これら3つの取組みに加え、お客さまの経営改善支援に向けたさまざまな取組みにより、2021年度の業績は以下のとおりとなりました。

### <預 金>

預金は個人預金を中心に増加し、前年度末比101億34百万円増加の5,624億14百万円となりました。

### <貸 出 金>

貸出金は地域の中小企業のお客さまに対する円滑な資金供給に努めた結果、前年度末比30億88百万円増加し、4,177億43百万円となりました。

### <損益状況>

経常収益は貸出金利息が増加したものの、貸倒引当金戻入益の減少等により、前年度比3億34百万円減少の96億45百万円となりました。

経常費用は不良債権処理額の減少等により、前年度比4億90百万円減少の86億86百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比1億55百万円増加の9億59百万円となりました。また、当期純利益は法人税等合計の増加等により、前年度比1億47百万円減少の8億48百万円となりました。

### 【対処すべき課題】

私たちを取り巻く経済環境は、感染症との共生が避けられないことから、経済活動の正常化がなかなか進まないことに加え、世界的な需要回復やウクライナ危機を背景とした原材料・エネルギー資源・食料品等の価格が高騰することで、今後、景気が大きく後退する懸念が高まっております。さらに、コロナ禍前からの課題であった過疎化の進展、少子高齢化・人口減少、廃業の増加等はコロナ禍で更にその深刻さを増し、今後、地元中小企業等のお客さまを取り巻く環境はより一層厳しさを増すと予想されます。

このような状況の中、当行は地元中小企業等のお客さまに寄り添い経営改善支援等に全力で取り組むことこそが使命であると考えております。

また、このような活動を真摯に続けていくことで、結果として、当行にも将来にわたる収益性・健全性がもたらされるものと考えております。

具体的には、お客さまの販路開拓・売上向上と業務プロセスの改善をご支援する「**Vサポート業務**」、経営改善計画策定とご融資をセットとした「**経営改善応援ファンド**」、資金繰りに追われることなく本業に専念していただくためのご融資「**資金繰り安定化ファンド**」を経営改善支援スキームの3本柱と位置づけ継続的・組織的に全力で取り組んでまいります。

また、より多くのお客さまの経営改善支援に携わるため、お客さまの課題解決に対応できる人材の育成およびDX（デジタル・トランスフォーメーション）をはじめとする業務効率化による生産性の向上にも取り組んでまいります。

当行は引き続き、役職員一丸となって「**地元大分にはなくてはならない銀行**」の実現に向けて邁進してまいります。株主の皆さまのご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

|                                                 | 2018年度     | 2019年度    | 2020年度     | 2021年度    |
|-------------------------------------------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 預 金                                             | 510,885    | 512,998   | 552,279    | 562,414   |
| 定期性預金                                           | 288,743    | 279,789   | 261,829    | 254,102   |
| その他                                             | 222,142    | 233,208   | 290,450    | 308,312   |
| 貸 出 金                                           | 410,859    | 401,139   | 414,654    | 417,743   |
| 個人向け                                            | 90,268     | 87,209    | 82,954     | 82,125    |
| 中小企業向け                                          | 258,614    | 262,923   | 283,405    | 292,003   |
| その他                                             | 61,975     | 51,006    | 48,295     | 43,614    |
| 商品有価証券                                          | —          | —         | —          | —         |
| 有 価 証 券                                         | 99,864     | 100,265   | 104,475    | 110,161   |
| 国 債                                             | 12,132     | 11,076    | 5,051      | 10,960    |
| その他                                             | 87,732     | 89,188    | 99,423     | 99,201    |
| 総 資 産                                           | 578,517    | 578,446   | 633,648    | 642,931   |
| 内国為替取扱高                                         | 1,811,199  | 2,219,805 | 2,207,856  | 2,265,203 |
| 外国為替取扱高                                         | 33 百万ドル    | 13 百万ドル   | 13 百万ドル    | 5 百万ドル    |
| 経 常 利 益                                         | 1,120      | 248       | 803        | 959       |
| 当 期 純 利 益                                       | 1,135      | 309       | 995        | 848       |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益<br>(△は1株当たり<br>当 期 純 損 失) | 131 円 81 銭 | △8 円 12 銭 | 107 円 94 銭 | 82 円 73 銭 |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額等を控除した金額を、自己株式数を控除した期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

### (3) 従業員の状況

|             | 当 年 度 末 |
|-------------|---------|
| 従 業 員 数     | 520人    |
| 平 均 年 齢     | 37年 11月 |
| 平 均 勤 続 年 数 | 15年 1月  |
| 平 均 給 与 月 額 | 316千円   |

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 従業員数には、臨時従業員及び嘱託を含んでおりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数

|       | 当 年 度 末 |       |
|-------|---------|-------|
|       | 店       | うち出張所 |
| 大 分 県 | 39      | ( - ) |
| 福 岡 県 | 2       | ( - ) |
| 熊 本 県 | 1       | ( - ) |
| 合 計   | 42      | ( - ) |

(注) 当年度末において店舗外現金自動設備を40か所設置しております。

#### ロ 当年度新設営業所

該当ありません。

#### ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

|         |     |
|---------|-----|
| 設備投資の総額 | 439 |
|---------|-----|

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 重要な設備の新設等

(新設・拡充・改修)

(単位：百万円)

| 内 容          | 金 額 |
|--------------|-----|
| 新津久見支店(新築移転) | 76  |

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当ありません。

### ロ 子会社等の状況

該当ありません。

### ハ 重要な業務提携の概況

- ① 株式会社西日本シティ銀行と業務提携を行い、営業店支援の強化を図るため出向者を2名受け入れております。
- ② 九州カード株式会社とカード発行に係る業務提携を行い「ほうわVISAカード」を発行しております。また同社に加え、九州旅客鉄道株式会社と業務提携を行い「なんでん JQ SUGOCA」を発行しております。
- ③ フューチャーベンチャーキャピタルと共同で「ほうわ創業・事業承継支援ファンド」を設立し、中小企業・小規模事業者の創業・事業承継をエクイティ投資を通じて支援しております。
- ④ 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ⑤ 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ⑥ 第二地銀協地銀37行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。

- ⑦ 九州地区第二地銀7行で勘定系及び対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。
- ⑧ 株式会社ローソン銀行、株式会社セブン銀行及びゆうちょ銀行と提携し、各社のATMを利用できるサービスを行っております。
- ⑨ 株式会社宮崎太陽銀行、株式会社南日本銀行と3行のお取引先に対する経営支援を通じて地域経済の活性化に貢献するため、「3行合同地域再生支援委員会」を設立するとともに、各行においてあおぞら銀行グループと「九州地域活性化ファンド（あおぞら銀行グループ設立）」を活用したお取引先の事業再生支援に関する業務提携を行っております。
- ⑩ 株式会社宮崎太陽銀行及び株式会社南日本銀行とのお取引先事業者の販路開拓支援分野における業務提携及び災害時における相互協力に関する協定を締結しております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当ありません。

**(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

| 氏名      | 地位及び担当                                      | 重要な兼職           | その他 |
|---------|---------------------------------------------|-----------------|-----|
| 権 藤 淳   | 代表取締役頭取<br>総合企画部・営業統括部・お客さま支援部・ソリューション支援部統括 |                 |     |
| 高 橋 信 裕 | 代表取締役専務<br>人事部・融資部担当                        |                 |     |
| 牧 野 郡 二 | 常務取締役<br>総合企画部・コンプライアンス統括部・監査部担当            |                 |     |
| 渡 部 悌 史 | 常務取締役、事務統括部長<br>事務統括部担当                     |                 |     |
| 都 留 裕 文 | 取締役<br>お客さま支援部・ソリューション支援部・資金証券部担当           |                 |     |
| 佐 藤 真 広 | 取締役、営業統括部長兼営業統括部<br>地方創生推進室長、営業統括部担当        |                 |     |
| 赤 松 健一郎 | 取締役(社外役員)                                   | 三和酒類株式会社<br>相談役 |     |
| 渡 邊 博 子 | 取締役(社外役員)                                   | 大分大学<br>経済学部教授  |     |
| 佐 藤 俊 明 | 常勤監査役                                       |                 |     |
| 岡 田 雄   | 常勤監査役(社外役員)                                 |                 |     |
| 五十嵐 副 夫 | 監査役(社外役員)                                   |                 |     |

- (注) 1. 取締役赤松健一郎氏、取締役渡邊博子氏の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役岡田雄氏、監査役五十嵐副夫氏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役赤松健一郎氏、取締役渡邊博子氏、監査役岡田雄氏及び監査役五十嵐副夫氏の4氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の決定に関する基本方針を取締役会において次のように定めております。

- ① 取締役の報酬体系は、当行の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう適切に設定する。
- ② 取締役の報酬等は、当行の中長期的な業績、経済及び社会の情勢等を踏まえた上で、各取締役が果たすべき役割・責務を総合的に勘案して決定する。
- ③ 取締役の報酬等は、優秀な人材の確保・維持が可能な水準を目指す。

### ロ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

| 区分  | 支給人数 | 報酬等 |
|-----|------|-----|
| 取締役 | 8名   | 81  |
| 監査役 | 3名   | 21  |
| 計   | 11名  | 102 |

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 業績連動報酬等として賞与がありますが、当面の間無支給としております。
3. 非金銭報酬等は定めておりません。
4. 取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価はありません。
5. 当行取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の定時株主総会(取締役5名、監査役4名)において月額7百万円以内と定めております。また、当行監査役の金銭報酬の額は、1984年6月29日開催の定時株主総会(取締役10名、監査役3名)において月額2百万円以内と定めております。
6. 取締役の個人別の報酬額の具体的内容は取締役会で決定しております。なお、中長期的な業績を考慮し、前年度と同程度の固定報酬のみとしており基本方針に沿うものと取締役会では判断しております。
7. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。

### (3) 責任限定契約

| 氏名     | 責任限定契約の内容の概要                                                                                                                                       |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 赤松 健一郎 | 会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。 |
| 渡邊 博子  |                                                                                                                                                    |
| 岡田 雄   |                                                                                                                                                    |
| 五十嵐 副夫 |                                                                                                                                                    |

### (4) 補償契約

該当ありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

| 被保険者の範囲         | 役員等賠償責任保険契約の内容の概要                                                                                                                                                             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全ての取締役<br>及び監査役 | 会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、同保険契約には免責額の定めを設けております。なお、保険料は当行が全額負担しております。 |

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏名     | 兼職その他の状況                              |
|--------|---------------------------------------|
| 赤松 健一郎 | 三和酒類株式会社相談役<br>同社と当行の間には通常の銀行取引があります。 |
| 渡邊 博子  | 大分大学経済学部教授<br>同大学と当行の間には取引はありません。     |

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名    | 在任期間  | 取締役会への出席状況                         | 取締役会における発言<br>その他の活動状況                                                                                                                          |
|-------|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 赤松健一郎 | 5年9ヶ月 | 取締役会20回開催中18回出席                    | 三和酒類株式会社の経営に携わった豊かな経験と知見に基づき、経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。会社経営に携わった豊かな経験と知見に基づいた監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたが、当該視点からお客さまとの接点強化等に対して適切な助言・提言をいただきました。 |
| 渡邊博子  | 2年9ヶ月 | 取締役会20回開催中20回出席                    | 大分大学経済学部教授としての知見に基づき、経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。学識者としての知見に基づいた監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたが、当該視点から女性行員の活躍推進等に対して適切な助言・提言をいただきました。                  |
| 岡田雄   | 2年9ヶ月 | 取締役会20回開催中20回出席<br>監査役会18回開催中18回出席 | 大分県庁出身であり、その経験と知見に基づき、経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。                                                                                                 |
| 五十嵐副夫 | 2年8ヶ月 | 取締役会20回開催中20回出席<br>監査役会18回開催中18回出席 | 大分大学副学長を務めた経験と知見に基づき、経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。                                                                                                  |

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|        | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|---------------|
| 報酬等の合計 | 4名   | 15       | —             |

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4. 当行の株式に関する事項

### (1) 株式数

(単位：千株)

| 株式の種類  | 発行可能株式総数 | 発行済株式の総数 |
|--------|----------|----------|
| 普通株式   | 36,000   | 5,944    |
| B種優先株式 | 3,000    | 3,000    |
| D種優先株式 | 1,600    | 1,600    |
| E種優先株式 | 800      | 799      |

(注) 定款で定める発行可能株式総数は34,700千株であり、上記の発行可能種類株式総数の合計とは一致いたしません。

### (2) 当年度末株主数

| 株式の種類  | 株主数    |
|--------|--------|
| 普通株式   | 3,763名 |
| B種優先株式 | 1名     |
| D種優先株式 | 1名     |
| E種優先株式 | 650名   |

(3) 大株主  
普通株式

| 株主の氏名又は名称           | 当行への出資状況 |        |
|---------------------|----------|--------|
|                     | 持株数等     | 持株比率   |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口4) | 337 千株   | 5.72 % |
| 豊和銀行従業員持株会          | 301      | 5.11   |
| 株式会社福岡銀行            | 262      | 4.44   |
| 株式会社みずほ銀行           | 244      | 4.14   |
| 株式会社西日本シティ銀行        | 146      | 2.48   |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)  | 135      | 2.29   |
| 株式会社福岡中央銀行          | 131      | 2.22   |
| 株式会社南日本銀行           | 125      | 2.12   |
| 株式会社宮崎太陽銀行          | 124      | 2.10   |
| 日本生命保険相互会社          | 120      | 2.03   |

B種優先株式

| 株主の氏名又は名称    | 当行への出資状況 |       |
|--------------|----------|-------|
|              | 持株数等     | 持株比率  |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 3,000 千株 | 100 % |

D種優先株式

| 株主の氏名又は名称  | 当行への出資状況 |       |
|------------|----------|-------|
|            | 持株数等     | 持株比率  |
| 株式会社整理回収機構 | 1,600 千株 | 100 % |

## E種優先株式

| 株主の氏名又は名称     | 当行への出資状況 |        |
|---------------|----------|--------|
|               | 持株数等     | 持株比率   |
| 三和酒類株式会社      | 40 千株    | 5.00 % |
| 株式会社テレビ大分     | 30       | 3.75   |
| 株式会社大分銀行      | 30       | 3.75   |
| 株式会社九州リースサービス | 20       | 2.50   |
| 大分朝日放送株式会社    | 20       | 2.50   |
| 学校法人文理学園      | 20       | 2.50   |
| 医療法人愛恵会タキオ保養院 | 20       | 2.50   |
| 有限会社大分合同新聞社   | 15       | 1.87   |
| 二階堂酒造有限会社     | 10       | 1.25   |
| 株式会社東部開発      | 10       | 1.25   |
| 株式会社大川技研      | 10       | 1.25   |
| 第一交通産業株式会社    | 10       | 1.25   |
| 株式会社玖珠環境センター  | 10       | 1.25   |

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 普通株式の持株比率は、自己株式（47千株）を控除して算出しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等  
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等  
該当ありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称                                   | 当該事業年度に係る報酬等 | その他   |
|------------------------------------------|--------------|-------|
| EY新日本有限責任監査法人<br>指定有限責任社員<br>藤井義博<br>山田修 | 47           | (注) 1 |

- (注) 1. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手と説明・報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容と前事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、当該報酬等の額は監査品質の確保の観点から相当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、これらの合計額を記載しております。
3. 当行が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は47百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ロ. 当行の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社  
該当ありません。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

当行は、2022年3月18日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定いたしました。基本方針は以下のとおりとなっております。

### <内部統制システム構築の基本方針>

当行は、会社法の規定に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めるとともに、継続的に体制を見直すことにより、内部統制の充実・強化を図ることとする。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、業務運営にあたっては、いかなる場合においても法令等を厳正に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行していくことを「コンプライアンスの基本方針」として定める。また、この基本方針に則った業務運営を実現させるため、「コンプライアンスの行動指針」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、周知徹底を図るほか、「コンプライアンス・プログラム」を事業年度毎に策定し、その進捗状況を定期的に把握・評価する。
- ② コンプライアンスの徹底を確保する体制として、コンプライアンス協議会、コンプライアンス統括部署を設置するとともに、部店長をコンプライアンス責任者、次席者をコンプライアンス担当者に任命し、各部店に配置する。
- ③ 役職員が法令等違反や不正行為等の疑義がある業務上の行為を知った場合に、コンプライアンス統括部署、監査役、顧問弁護士等の定められた受付窓口にて直接相談・通報することができる「ホットライン制度」を整備する。
- ④ 財務報告の適正性を確保するため、「情報開示統制の基本方針」等に基づき、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠した体制を整備・確立する。

- ⑤ 「反社会的勢力対応に関する基本方針」等に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、排除する体制を整備・確立する。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
- ⑥ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する全社的な方針」等に基づき、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑦ 「顧客保護等管理方針」等に基づき、お客さまの資産、情報、利益を保護するとともに、利便性の向上を図る体制を整備・確立する。
- ⑧ 内部監査部門は、コンプライアンス態勢の適切性及び有効性を定期的に検証し、その結果を取締役会、監査役会に報告する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る各種議事録・稟議書等（電磁的記録を含む）は、行内規程に基づき、適正に保存・管理（廃棄を含む。）する。
- ② 取締役は、保存・管理された各種議事録・稟議書等を常時閲覧できるものとする。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務の適切性及び健全性を確保するため、リスク管理の基本的な考え方や管理方針等を定めた「リスク管理の基本方針」を制定する。また、この基本方針に基づき、統合的リスク管理並びにリスクカテゴリー別の具体的な管理方針・体制等を定めた関連規程等を制定し、周知徹底を図る。
- ② 当行の抱えるリスクを適切に把握・管理する体制として、統合的リスク管理の統括部署を設置し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリー毎に設置したリスク部会にて当該リスクを管理する。また、ALM/リスク管理協議会を設置し、リスクの保有・管理状況を定期的に把握し、対応策等を審議・決定する体制を整備・確立する。
- ③ 災害や障害等の緊急事態に陥った際に速やかな業務の再開及び継続を行うため、「業務継続計画（BCP）」を定め、適切な危機管理対応が出来る体制を整備・確立する。
- ④ 内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性及び有効性を定期的に検証し、その結果を取締役会、監査役会に報告する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営強化計画、年度毎の事業計画及び基本方針を策定し、達成すべき経営目標を明確に定めるとともに、適切に業務運営及び業績管理を行う。
- ② 取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会の具体的な運営及び付議基準等を定めた「取締役会規程」を制定するとともに、経営会議、コンプライアンス協議会、ALM/リスク管理協議会等、取締役会を補佐する機関を設置する。
- ③ 業務執行に係る組織の指揮・命令系統や責任と権限を明確にするため、経営組織、業務分掌等に関する行内規程を制定する。

#### (5) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役の職務を補助する部署として監査役室を設置し、同室に監査役及び監査役会の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を配置する。

#### (6) 前号の補助使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項

- ① 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人の任命、人事異動、人事評価等に係る決定については、予め常勤監査役に同意を求めることとする。
- ② 補助使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。取締役及び使用人（補助使用人を除く。）は、補助使用人が行う監査業務の補助について干渉できないものとする。

#### (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、法令等に定める事項のほか、行内規程に基づき、当行の経営に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、その他重要な業務執行等を監査役に報告する。
- ② 監査役は、前記に関わらず、必要に応じ、取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができる。

(8) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役に報告した全ての者に対し、当該報告を理由として、いかなる不利な取扱いも行わないこととする。
- ② 監査役への報告者に対する不利な取扱いが判明した場合には、不利な取扱いを行った者を問責の対象とする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言を得るための費用を負担する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制を整備する。

- ① 監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じ、各種議事録や重要な稟議書等を閲覧することができる。
- ② 監査役は、相互認識と信頼関係を深めるため、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認を行うとともに、当行の対処すべき課題や監査役監査の環境整備状況等について意見交換を行う。
- ③ 監査役は、監査を実効的かつ効率的に実施するため、会計監査人及び内部監査部門と定期的に会合を持ち、監査上の問題点・課題等について意見交換を行うほか、必要に応じ、内部監査部門に対して具体的な指示を行うことができる。

<内部統制システム構築の基本方針の運用状況の概要>

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

- ・取締役会の具体的な運営及び付議基準等を定めた「取締役会規程」を制定し、同規程に基づき2021年度は取締役会を20回開催しております。
- ・取締役会が委任する事項を審議・決定する経営会議、ALM/リスク管理協議会又はコンプライアンス協議会を設置し、2021年度は経営会議を55回、ALM/リスク管理協議会を12回、コンプライアンス協議会を13回開催しております。

## (2) リスク管理態勢

- ・半期毎にリスク配賦資本・統合的リスク管理に係る施策をALM/リスク管理協議会を経て取締役会で定めるとともに、その結果は取締役会に報告されております。
- ・信用リスク部会等各リスク部会の管理状況、リスク配賦資本の状況及び各リスクの状況は、ALM/リスク管理協議会に毎月報告されております。

## (3) コンプライアンス態勢

- ・年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、その進捗状況は半期毎にコンプライアンス協議会に報告されているほか、その結果は年1回コンプライアンス協議会を経て取締役会に報告されております。
- ・反社会的勢力との対応状況は半期毎にコンプライアンス協議会に報告されております。
- ・全ての役職員等がコンプライアンス統括部署・監査役・顧問弁護士等に直接相談・通報ができる「ホットライン制度」を定めております。

## (4) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

- ・監査役は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席するとともに、各種議事録や重要書類等を閲覧しております。
- ・監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認や対処すべき課題等に係る意見交換を行っております。
- ・監査役は会計監査人及び監査部と監査上の問題点・課題等について定期的に意見交換を行っております。

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12. その他

該当ありません。

## 第104期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額     | 科 目          | 金 額     |
|-------------|---------|--------------|---------|
| (資産の部)      |         | (負債の部)       |         |
| 現金預け        | 106,096 | 預金           | 562,414 |
| 現金          | 8,273   | 当座預金         | 8,636   |
| 預け          | 97,823  | 普通預金         | 285,549 |
| 有価証券        | 110,161 | 貯蓄預金         | 895     |
| 国債          | 10,960  | 通知預金         | 23      |
| 地方債         | 42,939  | 定期預金         | 249,454 |
| 社債          | 35,992  | 定期積金         | 4,647   |
| 株の他の証券      | 4,855   | その他の預金       | 13,207  |
| 貸出金         | 15,413  | 譲渡性預金        | 13,468  |
| 割引手形        | 417,743 | 借入金          | 30,121  |
| 手形貸付        | 1,765   | その他の負債       | 30,121  |
| 証券貸付        | 23,312  | 未決済為替借等      | 3,795   |
| 当座貸越        | 366,947 | 未払法人税        | 150     |
| 外国為替        | 25,718  | 未払費用         | 179     |
| 外国店預け       | 88      | 前払受取益        | 394     |
| その他の資産      | 88      | 前給り補填備       | 444     |
| 未決済為替貸      | 5,764   | 給り一ス債        | 0       |
| 前払費用        | 69      | 資産除去債        | 67      |
| 未収収益        | 43      | その他の負債       | 175     |
| 中央清算機関差入証拠金 | 357     | 賞与引当金        | 2,383   |
| その他の資産      | 5,000   | 睡眠預金払戻損失引当金  | 237     |
| 有形固定資産      | 293     | 再評価に係る繰延税金負債 | 9       |
| 建物          | 6,454   | 支払承諾         | 523     |
| 土地          | 1,348   | 負債の部合計       | 348     |
| リース資産       | 4,582   |              | 610,920 |
| その他の有形固定資産  | 61      | (純資産の部)      |         |
| 無形固定資産      | 462     | 資本剰余金        | 12,495  |
| ソフトウェア      | 528     | 資本準備金        | 10,349  |
| ソフトウェア仮勘定   | 512     | 利益剰余金        | 10,349  |
| その他の無形固定資産  | 15      | 利益準備金        | 8,078   |
| 前払年金費用      | 0       | その他の利益剰余金    | 1,040   |
| 繰延税金資産      | 629     | 繰越利益剰余金      | 7,038   |
| 支払承諾見返金     | 454     | 自己株式         | 7,038   |
| 貸倒引当金       | 348     | 株主資本合計       | △91     |
|             | △5,336  | その他有価証券評価差額金 | 30,831  |
| 資産の部合計      | 642,931 | 土地再評価差額金     | 160     |
|             |         | 評価・換算差額等合計   | 1,019   |
|             |         | 純資産の部合計      | 1,179   |
|             |         | 負債及び純資産の部合計  | 32,011  |
|             |         |              | 642,931 |



# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社豊和銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 義博  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 修  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社豊和銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証し、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき重要な事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社 豊和銀行 監査役会

常勤監査役 佐藤 俊 明 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 岡田 雄 ㊟

監査役(社外監査役) 五十嵐 副 夫 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

|          |        |         |    |              |
|----------|--------|---------|----|--------------|
| 当行普通株式   | 1株につき金 | 10円00銭  | 総額 | 58,970,380円  |
| 当行B種優先株式 | 1株につき金 | 8円00銭   | 総額 | 24,000,000円  |
| 当行D種優先株式 | 1株につき金 | 110円60銭 | 総額 | 176,960,000円 |
| 当行E種優先株式 | 1株につき金 | 200円00銭 | 総額 | 159,940,000円 |

各種優先株式につきましては、それぞれ所定の配当金とさせていただきます。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                               | 変 更 案            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 第1条～第15条 (省略)                                                                                                                                                         | 第1条～第15条 (現行どおり) |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)                                                                                                                                           | (削 除)            |
| 第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。)</u> に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 |                  |

| 現 行 定 款                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第17条～第40条 (省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、<br/>株主総会参考書類等の内容である情報<br/>について、電子提供措置をとるものと<br/>する。</p> <p>2 当銀行は、電子提供措置をとる事項<br/>のうち法務省令で定めるものの全部又<br/>は一部について、議決権の基準日まで<br/>に書面交付請求した株主に対して交付<br/>する書面に記載しないことができる。</p> <p>第17条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>1. 変更前定款第16条 (株主総会参考書類<br/>等のインターネット開示とみなし提供)<br/>の削除及び変更後定款第16条 (電子提<br/>供措置等) の新設は、2022年9月1日<br/>から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月<br/>末日までの日を株主総会の日とする株<br/>主総会については、変更前定款第16条<br/>(株主総会参考書類等のインターネット<br/>開示とみなし提供) はなお効力を有す<br/>る。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の<br/>株主総会から3か月を経過した日のい<br/>ずれか遅い日をもってこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 |    | 氏名                    | 生年月日          | 現在の<br>当行における地位 |
|-----------|----|-----------------------|---------------|-----------------|
| 1         | 再任 | ごんどう あつし<br>権藤 淳      | 1952年4月30日    | 代表取締役頭取         |
| 2         | 再任 | まきの ぐんじ<br>牧野 郡二      | 1959年2月14日    | 常務取締役           |
| 3         | 再任 | わたなべ やすふみ<br>渡部 悌史    | 1959年3月22日    | 常務取締役           |
| 4         | 再任 | つる ひろふみ<br>都留 裕文      | 1960年1月21日    | 取締役             |
| 5         | 再任 | さとう まさひろ<br>佐藤 真広     | 1964年2月19日    | 取締役             |
| 6         | 新任 | はまの のりお<br>浜野 法生      | 1965年3月4日     | 上級執行役員          |
| 7         | 再任 | あかまつ けんいちろう<br>赤松 健一郎 | 社外 1949年5月27日 | 取締役             |
| 8         | 再任 | わたなべ ひろこ<br>渡邊 博子     | 社外 1965年8月28日 | 取締役             |

候補者番号

1

ごん どう あつし  
**権藤 淳**

(1952年4月30日生)

再任

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式 14,000株

## ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|         |                                         |         |                                                            |
|---------|-----------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------|
| 2002年8月 | 株式会社ジェーシービー入社                           | 2014年6月 | 当行代表取締役頭取 総合企画部（統括）、人事部（統括）、営業統括部（統括）担当                    |
| 2004年6月 | 同社執行役員開発本部長兼企画部長                        | 2016年6月 | 当行代表取締役頭取 総合企画部（統括）、人事部（統括）、営業統括部（統括）、お客さま支援部（統括）担当        |
| 2006年6月 | 同社取締役兼執行役員市場開発本部長                       | 2019年6月 | 当行代表取締役頭取 総合企画部（統括）、営業統括部（統括）、お客さま支援部（統括）担当                |
| 2007年6月 | 同社取締役兼執行役員マーケティング本部長                    | 2020年7月 | 当行代表取締役頭取 総合企画部（統括）、営業統括部（統括）、お客さま支援部（統括）、ソリューション支援部（統括）担当 |
| 2009年3月 | 株式会社ジェーシービー退社                           |         | 現在に至る                                                      |
| 2009年5月 | 当行入行 顧問                                 |         |                                                            |
| 2009年6月 | 当行代表取締役専務 経営管理部（統括）、人事部（統括）、監査部担当       |         |                                                            |
| 2010年6月 | 当行代表取締役専務 経営管理部（統括）、監査部、審査部担当           |         |                                                            |
| 2012年6月 | 当行代表取締役頭取 経営管理部（統括）、人事部（統括）、営業統括部（統括）担当 |         |                                                            |

## ■ 取締役候補者とした理由

当行取締役頭取として経営経験も豊富であり、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

|                   |                                          |           |                                |
|-------------------|------------------------------------------|-----------|--------------------------------|
| 候補者番号<br><b>2</b> | まきの ぐんじ<br><b>牧野 郡二</b><br>(1959年2月14日生) | <b>再任</b> | 所有する当行の株式の種類及び数<br>普通株式 4,400株 |
|-------------------|------------------------------------------|-----------|--------------------------------|

### ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|         |                     |         |                                       |
|---------|---------------------|---------|---------------------------------------|
| 1981年4月 | 当行入行                | 2015年6月 | 当行常務取締役 総合企画部、人事部担当                   |
| 1998年6月 | 当行東京事務所長            | 2018年6月 | 当行常務取締役 総合企画部、人事部、証券国際部担当             |
| 2002年1月 | 当行大道支店長             | 2019年6月 | 当行常務取締役 総合企画部、コンプライアンス統括部、証券国際部担当     |
| 2005年6月 | 当行佐伯支店長             | 2020年6月 | 当行常務取締役 証券国際部(統括)、総合企画部、コンプライアンス統括部担当 |
| 2006年5月 | 当行経営管理部副部長          | 2021年6月 | 当行常務取締役 総合企画部、コンプライアンス統括部、監査部担当       |
| 2006年6月 | 当行経営管理部長            |         | 現在に至る                                 |
| 2009年7月 | 当行執行役員経営管理部長        |         |                                       |
| 2010年6月 | 当行取締役 経営管理部、証券国際部担当 |         |                                       |
| 2013年6月 | 当行取締役 経営管理部、人事部担当   |         |                                       |
| 2014年6月 | 当行取締役 総合企画部、人事部担当   |         |                                       |

### ■ 取締役候補者とした理由

営業店長、経営企画部門を歴任し、業務全般を熟知しております。その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

|                   |                                              |           |                                |
|-------------------|----------------------------------------------|-----------|--------------------------------|
| 候補者番号<br><b>3</b> | わた なべ やす ふみ<br><b>渡部 悌史</b><br>(1959年3月22日生) | <b>再任</b> | 所有する当行の株式の種類及び数<br>普通株式 5,000株 |
|-------------------|----------------------------------------------|-----------|--------------------------------|

### ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|         |          |         |                     |
|---------|----------|---------|---------------------|
| 1984年4月 | 当行入行     | 2012年6月 | 当行執行役員事務統括部長        |
| 2005年5月 | 当行人事部副部長 | 2015年6月 | 当行取締役事務統括部長         |
| 2006年6月 | 当行人事部長   | 2019年6月 | 当行常務取締役事務統括部長、監査部担当 |
| 2009年4月 | 当行別府支店長  | 2021年6月 | 当行常務取締役事務統括部長、現在に至る |
| 2010年4月 | 当行監査部副部長 |         |                     |
| 2010年6月 | 当行監査部長   |         |                     |
| 2012年4月 | 当行事務統括部長 |         |                     |

### ■ 取締役候補者とした理由

営業店長、人事部長、監査部長、事務統括部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

つる ひろ ふみ  
**都留 裕文**  
(1960年1月21日生)

再任

所有する当行の株式の種類及び数  
普通株式 3,600株

## ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|         |                                                    |         |                                          |
|---------|----------------------------------------------------|---------|------------------------------------------|
| 1982年4月 | 当行入行                                               | 2016年1月 | 当行上席執行役員営業統括部長<br>兼営業統括部地方創生推進室長         |
| 2000年1月 | 当行大在支店長                                            | 2016年6月 | 当行取締役お客さま支援部長、<br>営業統括部担当                |
| 2002年4月 | 当行杵築支店長                                            | 2020年7月 | 当行取締役ソリューション支援<br>部長、お客さま支援部担当           |
| 2005年5月 | 当行営業推進部副部長                                         | 2021年4月 | 当行取締役 お客さま支援部、<br>ソリューション支援部担当           |
| 2008年7月 | 当行宇佐支店長                                            | 2021年6月 | 当行取締役 お客さま支援部、<br>ソリューション支援部、証券国<br>際部担当 |
| 2010年4月 | 当行営業統括部副部長                                         |         | 現在に至る                                    |
| 2012年4月 | 当行営業統括部長兼ローンプラ<br>ザ長                               |         |                                          |
| 2014年6月 | 当行執行役員営業統括部長兼営<br>業統括部個人融資業務室長                     |         |                                          |
| 2015年4月 | 当行執行役員営業統括部長兼営<br>業統括部個人融資業務室長兼営<br>業統括部地方創生推進室長   |         |                                          |
| 2015年6月 | 当行上席執行役員営業統括部長<br>兼営業統括部個人融資業務室長<br>兼営業統括部地方創生推進室長 |         |                                          |

## ■ 取締役候補者とした理由

営業店長、営業統括部長、お客さま支援部長、ソリューション支援部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

候補者番号

5

さとう まさひろ  
**佐藤 真広**  
(1964年2月19日生)

再任

所有する当行の株式の種類及び数  
普通株式 1,600株

## ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|          |             |         |                               |
|----------|-------------|---------|-------------------------------|
| 1987年4月  | 当行入行        | 2016年6月 | 当行執行役員本店営業部長                  |
| 2007年10月 | 当行日出支店長     | 2018年7月 | 当行上級執行役員本店営業部長                |
| 2009年10月 | 当行鶴崎支店長     | 2019年6月 | 当行取締役本店営業部長                   |
| 2012年4月  | 当行福岡支店長     | 2020年7月 | 当行取締役営業統括部長兼営業<br>統括部地方創生推進室長 |
| 2014年12月 | 当行別府支店長     |         | 現在に至る                         |
| 2015年6月  | 当行執行役員別府支店長 |         |                               |

## ■ 取締役候補者とした理由

営業店長、営業統括部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

候補者番号

6

はま の のり お  
**浜野 法生**  
 (1965年3月4日生)

新任

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式 一株

### ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|         |                                           |          |                                    |
|---------|-------------------------------------------|----------|------------------------------------|
| 1987年4月 | 当行入行                                      | 2019年4月  | 当行執行役員総合企画部長兼営業統括部地方創生推進室          |
| 2009年4月 | 当行事務統括部長                                  | 2020年7月  | 当行上級執行役員総合企画部長兼営業統括部地方創生推進室        |
| 2012年4月 | 当行経営管理部（現総合企画部）担当部長                       | 2020年10月 | 当行上級執行役員総合企画部長兼IT戦略室長兼営業統括部地方創生推進室 |
| 2014年6月 | 当行総合企画部長                                  |          | 現在に至る                              |
| 2017年6月 | 当行執行役員総合企画部長兼総合企画部次期システム推進室長兼営業統括部地方創生推進室 |          |                                    |

### ■ 取締役候補者とした理由

事務統括部長、総合企画部長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

あか まつ けん いち ろう  
**赤松 健一郎**  
 (1949年5月27日生)

再任

社外

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式 900株

### ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|          |               |          |                 |
|----------|---------------|----------|-----------------|
| 1975年4月  | 三和酒類株式会社入社    | 2009年10月 | 三和酒類株式会社代表取締役会長 |
| 1997年10月 | 同社代表取締役専務     | 2016年6月  | 当行取締役           |
| 2003年10月 | 同社代表取締役副社長    | 2019年10月 | 三和酒類株式会社相談役     |
| 2005年10月 | 同社代表取締役社長     |          | 現在に至る           |
| 2006年10月 | 当行「経営評価委員会」委員 |          |                 |

(重要な兼職の状況)

三和酒類株式会社相談役

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

民間企業の役員及び代表者としての豊富なビジネス経験と幅広い見識を、客観的な観点から当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。

候補者番号

8

わた なべ ひろ こ  
**渡邊 博子**  
(1965年8月28日生)

再任 社外

所有する当行の株式の種類及び数  
普通株式 1,000株

### ■ 略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

|         |                             |         |                          |
|---------|-----------------------------|---------|--------------------------|
| 2006年4月 | 城西大学現代政策学部助教授               | 2017年4月 | 大分大学経済学部教授               |
| 2010年4月 | 城西国際大学大学院国際アドミニストレーション研究科兼任 | 2019年6月 | 当行取締役<br>現在に至る           |
| 2015年4月 | 城西大学現代政策学部教授                |         |                          |
| 2017年3月 | 城西大学現代政策学部退職                |         | (重要な兼職の状況)<br>大分大学経済学部教授 |

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大学教授として長年培ってきた豊富な知識と幅広い見識を有しており、客観的な観点から当行の経営全般に対して助言していただくことを期待しております。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により取締役として職務を適切に果たすことができると判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 赤松健一郎氏及び渡邊博子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当行は赤松健一郎氏及び渡邊博子氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 赤松健一郎氏及び渡邊博子氏は現任の社外取締役であり、両氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって赤松健一郎氏が6年、渡邊博子氏が3年となります。
4. 当行は社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。当行は赤松健一郎氏及び渡邊博子氏との間で責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当行は当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は、取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

はた の まさ お

**秦野 真郎**

(1973年1月23日生)

所有する当行の株式の種類及び数

普通株式 一株

#### ■ 略歴（重要な兼職の状況）

|         |                     |         |                  |
|---------|---------------------|---------|------------------|
| 1996年3月 | 大分大学経済学部経営学科卒業      | 2000年1月 | 秦野会計事務所入所        |
| 1998年3月 | 大分大学大学院経済学研究科修士課程修了 | 2004年3月 | 税理士開業登録<br>現在に至る |

- (注) 1. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 秦野真郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 秦野真郎氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の税理士として培われた財務知識と幅広い見識を活かし、当行の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。
4. 秦野真郎氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
5. 当行は、取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、争訟費用等の損害について補填対象とするものであります。なお、秦野真郎氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 当行は、秦野真郎氏が監査役に就任した場合には、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

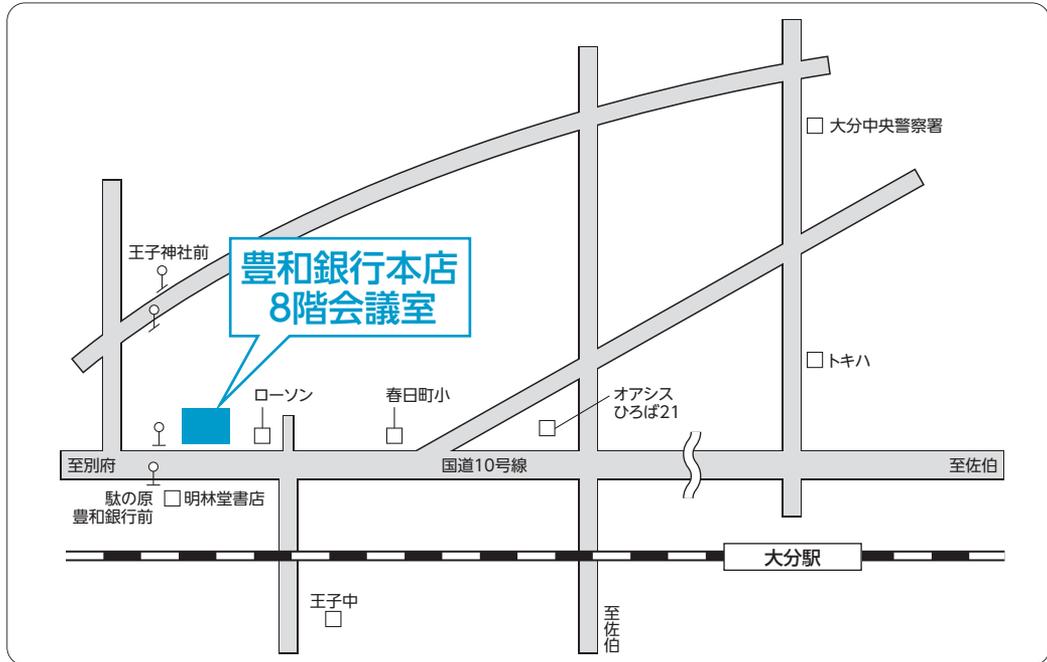
以上





## 第104回 定時株主総会会場ご案内図

株式会社豊和銀行本店 8階会議室  
大分市王子中町4番10号  
電話 (097) 534-2611



### 交通のご案内 大分駅前から大分交通バス乗車

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| (春日神社経由) 県立図書館行き    | 王子神社前降車    |
| (西春日町経由) スカイトウン高崎行き | 駄の原豊和銀行前降車 |
| (西春日町経由) 東八幡行き      | 駄の原豊和銀行前降車 |

**お願い** 当日は駐車場の不足が予想されますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。